

振動規制法の特設施設（振動規制法施行令別表第1）

| | | |
|----|--|--|
| 1 | 金属加工機械 | イ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。） |
| | | ロ. 機械プレス |
| | | ハ. せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） |
| | | ニ. 鍛造機 |
| | | ホ. ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。） |
| 2 | 圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。） （注）冷凍機に用いられるものは含まれない。 | |
| 3 | 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。） | |
| 4 | 織機（原動機を用いるものに限る。） | |
| 5 | コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。） | |
| 6 | 木材加工機械 | イ. ドラムパーカー |
| | | ロ. チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。） |
| 7 | 印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。） | |
| 8 | ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。） | |
| 9 | 合成樹脂用射出成形機 | |
| 10 | 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。） | |